

厚岸町立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

厚岸町長 若狭 靖

厚岸町立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

厚岸町立保育所条例施行規則（昭和62年厚岸町規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条中「保育児童」を「家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「児童」という。）」に、「特別」を「、特別」に、「申込」を「申込み」に改める。

第3条中「保護者は、児童を保育所に入所させようとするとき」を「児童を保育所に入所させようとする保護者（以下「申込者」という。）」に、「より申込し、町長の承認を受けなければ」を「必要な書類を添えて町長に申し込まなければ」に改める。

第4条第1項中「前条の申込を受けたときは、町長はこれを」を「町長は、前条の申込みを受理したときは、これを」に、「認めるとき」を「認めるとき」に、「を送付しなければならない」を「により申込者に通知するものとする。この場合において、町長は、別表の基準点数表及び調整点数表並びに順位表により利用できる保育所を決定するものとする」に改め、同条第2項中「保育所入所承諾書」を「保育所入所保留通知書」に改める。

第5条中「保育所を退所させようとする者は」を「保護者は、保育所に入所している児童（以下「保育児童」という。）を退所させようとするときは」に改める。

第6条中「保育所に入所中の保育児童」を「保育児童」に改める。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

基準点数表

| | | 保育を必要とする事由 | 基準点数 | |
|--|--|--|-----------------------------|-----|
| 1 就労 | 居宅外就労 (自営含む) | 月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている | 100 | |
| | | 月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている | 90 | |
| | | 月20日以上かつ週20時間以上又は週5日以上かつ日4時間以上働いている | 70 | |
| | | 月16日以上かつ週32時間以上又は週4日以上かつ日8時間以上働いている | 90 | |
| | | 月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている | 80 | |
| | | 月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている | 60 | |
| | 居宅内就労 | 月20日以上かつ週40時間以上又は週5日以上かつ日8時間以上働いている | 90 | |
| | | 月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている | 80 | |
| | | 月20日以上かつ週20時間以上又は週5日以上かつ日4時間以上働いている | 60 | |
| | | 月16日以上かつ週32時間以上又は週4日以上かつ日8時間以上働いている | 80 | |
| | | 月16日以上かつ週24時間以上又は週4日以上かつ日6時間以上働いている | 70 | |
| | | 月16日以上かつ週16時間以上又は週4日以上かつ日4時間以上働いている | 50 | |
| | 居宅内就労 (内職) | 月12日以上かつ週12時間以上又は週3日以上かつ日4時間以上働いている | 30 | |
| | | 月20日以上かつ週30時間以上又は週5日以上かつ日6時間以上働いている | 50 | |
| | | 月20日以上かつ週20時間以上又は週5日以上かつ日4時間以上働いている | 30 | |
| 2 妊娠・出産 | 切迫流産など緊急の場合 | | 100 | |
| | | 通常 | 70 | |
| | 3 疾病・負傷・障がい | 疾病・負傷 | 1か月以上の入院 | 100 |
| | | | 1か月以上の自宅療養で常時臥床の場合 | 100 |
| | | | 上記以外 | 70 |
| | | 障がい | 週4日以上かつ週3日以上かつ日6時間以上働いている場合 | 70 |
| 平均して週3日以上かつ日6時間以上働いている場合 | | | 50 | |
| 身体障害者手帳1・2級、聴覚障害3級該当、精神障害者保健福祉手帳1・2級、療育手帳Aの交付を受けていて、保育が常時困難な場合 | | | 100 | |
| 4 同居親族の介護、看護 | 臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ日8時間以上保育が困難な場合 | | 90 | |
| | | 臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週5日以上かつ日6時間以上保育が困難な場合 | 80 | |
| | | 臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ日6時間以上保育が困難な場合 | 60 | |
| | 臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週4日以上かつ日4時間以上保育が困難な場合 | | 40 | |
| | | 臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週3日以上かつ日4時間以上保育が困難な場合 | 15 | |
| | | 臥床者、重度心身障害者(児)の介護・看護や、入院・通院・通所の付き添いのため、週3日以上かつ日4時間以上保育が困難な場合 | 15 | |
| 5 震災等の災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害復旧に2週間以上当たっている場合(自宅罹災に係るもの) | 100 | | |
| | 震災、風水害、火災その他の災害復旧に2週間以上当たっている場合(自宅以外の罹災に係るもの) | 70 | | |
| 6 求職活動 | 求職活動(起業の準備を含む。)を継続的に行っている場合 | 10 | | |
| 7 就学・職業訓練 | 学校、専門学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練学校に週5日以上かつ日6時間以上就学している場合 | 80 | | |
| | 学校、専門学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練学校に週4日以上かつ日4時間以上就学している場合 | 50 | | |
| 8 虐待、DV | 学校、専門学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学している場合又は職業訓練学校に週3日以上かつ日4時間以上就学している場合 | 10 | | |
| | 児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められる場合 配偶者からの暴力により保育を行うことが困難であると認められる場合 | 100 | | |
| 9 その他 | 上記1～8に類するものとして町長が認める事由に該当する場合 | 各項目を 準用 | | |

調整点数表

| 世帯の状況等 | | 調整点数 |
|-----------|--|------|
| ひとり親世帯 | 児童が母又は父のみに養育されている場合 | 10 |
| 単身赴任家庭 | 保護者のどちらかが単身赴任等で同居しない場合 | 5 |
| 兄弟姉妹入所 | 希望する保育所等に兄弟姉妹が通っている場合又は兄弟姉妹が同時に保育の利用を開始する場合 | 5 |
| 療育児童 | 児童の療育上、特に配慮が必要であると客観的に認められる場合 | 10 |
| 親の就労支援 | 育児休業と保育の多様な選択を支える切れ目のない支援として、配慮が必要であると認められる乳児の場合 | 5 |
| 生活保護世帯 | 生活保護世帯で、保育の実施により自立が見込まれる場合 | 5 |
| 生計中心者の | 生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合 | 5 |
| 多子世帯 | 児童が第3子以降である場合 | 5 |
| 保育士資格等保有者 | 保育士資格等保有者が厚岸町内に所在する保育施設等（認可保育所等）の保育業務に従事する場合又は厚岸町が実施する放課後児童健全育成事業に従事する場合 | 10 |
| 夜間就労等 | 保育を利用する時間帯以外の時間に就労している場合 | -25 |
| 祖父母の状況 | 65歳未満の就労していない祖父母と同居している場合 | -5 |

合計点数が同数の場合の順位表

| |
|----------------------|
| ①就労時間 (就労要件の場合のみ) |
| ②基本点の高い順 |
| ③階層区分の低い世帯 |
| ④世帯の状況から総合的に判断 |

別記様式第3号を次のように改める。

別記様式第3号（第4条関係）

| | | | | | |
|--|---|--|---------|---|-----|
| 第 | 号 | | | | |
| 保育所入所保留通知書 | | | | | |
| | | | | 第 | 号 |
| | | | | 年 | 月 日 |
| 様 | | | | | |
| 厚岸町長 | | | | | |
| <p>申込のありました保育所の入所については、次の理由により保留となりましたので通知いたします。</p> | | | | | |
| 児童の氏名及び生年月日 | | | 年 月 日 生 | | |
| 保留となった理由 | | | | | |

| | |
|---|-------|
| 保留の有効期限 | 年 月 日 |
| 備考 | |
| <p>この決定について不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、厚岸町長に対して審査請求をすることができます。この決定については、上記の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、厚岸町を被告として（訴訟において厚岸町を代表する者は厚岸町長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記の審査請求をした場合には、決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。ただし、上記の期間が経過する前に、この決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> <p>なお、保留の有効期限内に、申込みのありました保育所に欠員が生じる等、当該保育所に入所可能となった場合には、その旨をご連絡いたします。</p> | |

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。